

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

**日油株式会社**

代表取締役  
社 長 大 池 弘 一

## 第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階  
「スペース6」会議室

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第86期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第86期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nof.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円（総額1,150,163,370円）

なお、中間配当金（1株につき5円）を加えまして、当期の年間配当金は、1株につき金11円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第6条、第8条、第12条）

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株式等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第9条、第12条）
- (3) 決済合理化法の施行にあわせて、株式取扱規則で定めている株式取扱に関する手数料を無料化いたしましたので、手数料に関する文言を削除するものであります。（現行定款第11条）

(4) 決済合理化法の施行によって不要となった当社の株主名簿管理人への株主の届出に関する規定を削除するものであります。(現行定款第13条)

(5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)  <u>第6条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)  <u>第7条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。  <u>当社は、第6条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)  <u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)            ｝ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  <u>第10条</u> &lt;条文省略&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(自己の株式の取得)  <u>第6条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(単元株式数)  <u>第7条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。            &lt;削 除&gt;</p> <p>(単元未満株式についての権利)  <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)            ｝ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  <u>第9条</u> &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株主の届出)</p> <p>第13条 株主および登録株式質権者またはこれらの法定代理人は、<u>氏名、住所および印鑑を当会社の株主名簿管理人に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</u></p> <p><u>これを変更したときも同様である。</u></p> <p><u>株主、登録株式質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合においては、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当会社の株主名簿管理人に届けなければならない。</u></p> <p><u>これを変更したときも同様である。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
第14条 ↳ <条文省略> 第51条  <新 設>	第12条 ↳ <現行どおり> 第49条  <u>附 則</u> <u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成 および備置きその他の株券喪失登 録簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当社にお いては取扱わない。 <u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成22年1 月5日まで有効とし、同日の経過 をもって前条および本条を削るも のとする。

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	中 嶋 洋 平 (昭和17年1月2日生)	昭和41年4月 当社入社 平成10年6月 同取締役、経営企画室長 平成11年6月 同常務取締役、経営企画室長 平成12年6月 同常務取締役、執行役員、経営企 画室長 平成12年8月 同常務取締役、執行役員 平成14年4月 同代表取締役社長、執行役員 平成14年6月 同代表取締役社長 平成18年6月 同代表取締役社長兼社長執行役員 平成19年6月 同代表取締役会長兼会長執行役員 現在に至る	76,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式の数
2	大池 弘一 (昭和21年2月24日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年6月 同執行役員、経営企画室担当部長 平成12年8月 同執行役員、経営企画室長 平成14年6月 同取締役兼執行役員、経営企画室長 平成15年6月 同取締役兼常務執行役員 平成19年6月 同代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る	51,100株
3	大坪 啓 (昭和23年8月8日生)	昭和47年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 平成5年11月 同ニューヨーク支店副支店長 平成10年1月 同本店外国営業部長 平成10年11月 同常勤監査役 平成12年5月 新生信託銀行株式会社常勤監査役 平成12年12月 当社入社 平成12年12月 同経営企画室国際担当部長 平成19年3月 同経営企画室長 平成19年6月 同取締役兼執行役員、経営企画室長 現在に至る	14,000株
4	沓澤 逸男 (昭和22年11月10日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 同執行役員、化成事業部長 平成16年10月 同執行役員、化成事業部長兼中国プロジェクト本部長 平成18年6月 同取締役兼常務執行役員、化成事業部長兼中国プロジェクト本部長 現在に至る	47,000株
5	小西 周志 (昭和24年10月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年6月 同執行役員、人事・総務部長 平成18年6月 同取締役兼執行役員、人事・総務部長 平成19年6月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
6	* 小林 明治 (昭和26年11月3日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年6月 同油化事業部海外部長 平成16年7月 同油化事業部機能材営業本部第1 機能材営業部長 平成19年3月 同DDS事業開発部長 平成19年6月 同執行役員、DDS事業開発部長 平成19年10月 同執行役員、DDS事業部長 現在に至る	7,000株
7	* 長 野 和 郎 (昭和27年8月7日生)	昭和50年4月 株式会社富士銀行入社 平成10年8月 同アセットマネジメント部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 大手町営業第五部長 平成16年4月 同執行役員、大手町営業第五部長 平成16年6月 同執行役員、営業第十七部長 平成17年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ理事 平成17年10月 株式会社みずほプライベートウェ ルスマネジメント取締役副社長 平成21年4月 当社理事 現在に至る	一株
8	服 部 裕 (昭和25年3月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成7年6月 同化学品事業部営業本部生活関連 営業部長 平成8年4月 同油化事業部生活関連営業部長 平成15年4月 同油化事業部オレオ営業本部長 平成18年6月 同執行役員、油化事業部長 平成19年6月 同取締役兼執行役員、油化事業部 長 平成20年6月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る	14,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. \*は新任候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小川高明氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
藤 郷 栄 康 (昭和20年6月27日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 同執行役員、人事・総務部長 平成14年5月 同執行役員、秘書室秘書役 平成14年6月 同取締役兼執行役員、秘書室秘書役 平成14年9月 同取締役兼執行役員、秘書室長 平成19年4月 同取締役兼執行役員 平成19年6月 同特別理事 現在に至る	35,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 候補者は、退任する監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めに従い退任した監査役の任期の満了するときまでといたします。

以 上



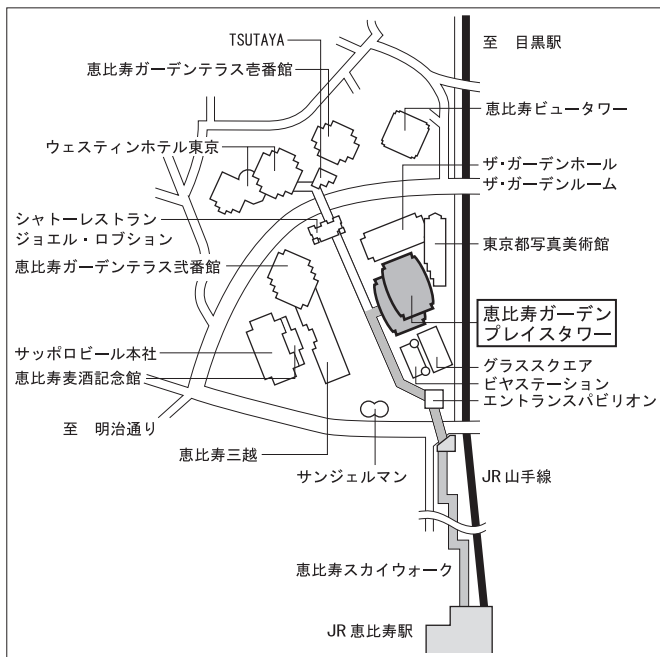
メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階  
「スペース6」会議室



(交通のご案内)

- JR：山手線、埼京線 恵比寿駅  
東口改札を右折し、「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」を通り、「恵比寿ガーデンプレイスタワー」へ。徒歩約10分。
- 地下鉄：日比谷線 恵比寿駅  
1番出口正面「atré」ビルのエスカレーターを上り、JR恵比寿駅東口改札、「恵比寿スカイウォーク」へ連絡。徒歩約15分。